

フェリーを活用したモーダルシフト促進事業補助金 交付要領

(通則)

第1条 フェリーを活用したモーダルシフト促進事業費補助金の交付については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）（以下、「規則」という。）及び秋田県観光文化スポーツ部交通政策課関係補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 秋田港を発着するフェリー航路（以下、「フェリー航路」という。）を活用して秋田港から貨物を輸送する事業者に対して補助金を交付することにより、貨物の輸送をトラック輸送から環境負荷の小さいフェリー輸送へ転換するモーダルシフトを促進し、秋田航路の利用促進を図る。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業、補助対象者、補助対象経費、補助要件、補助率及び補助金の額については、別表のとおりとし、補助金は予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第4条 補助対象者は、知事に対し、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 補助金等交付申請書（要綱様式第1号）
- (2) 事業実施計画書（要綱様式第2号）
- (3) 収支予算書（要綱様式第3号）
- (4) モーダルシフト促進事業計画書（要領様式第1号）

(交付決定)

第5条 知事は、前条の規定に基づき提出された申請書類を審査の上、これを適正と認めるときは、交付金の交付を決定し、補助金等交付決定通知書（要綱様式第7号）により通知するものとする。

(補助事業の変更)

第6条 補助事業者は、既に申請した事業計画及び補助金額に次に掲げる変更事由が生じた場合には、事業内容等変更承認申請書（要綱様式第4号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額が交付決定額を超える場合又は30%を超えて減額となる場合。
- (2) 補助事業を中止又は廃止する場合。

2 知事は、前項により提出された事業内容等変更承認申請書を審査の上、適切と認められる場合は、補助金等交付決定変更通知書（要綱様式第8号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、事業が完了したときは、完了した日から30日以内又は当該年度の3月16日のいずれか早い日までに、知事に対し、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 実績報告書（要綱様式第10号）
- (2) 事業実績書（要綱様式第11号）
- (3) 収支精算書（要綱様式第12号）
- (4) モーダルシフト促進事業報告書（要領様式第2号）

(額の確定)

第8条 知事は、前条の規定に基づき提出された報告書類を審査し、フェリー輸送実績を新日本海フェリー株式会社に確認を行った上で適正と認められる場合は、補助金等の額を確定し、すでに行った交付決定の変更を要するときは、第5条の例により通知するものとする。

(財産の管理)

第9条 補助事業者は、取得財産等について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限等)

第10条 要綱第10条の規定により、知事の承認を受けなければ処分することができない財産は、補助金により整備した施設及び設備等のうち、取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上のものをいう。

- 2 財産処分の制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数とする。
- 3 知事は、規則第261条の規定による承認を行う際は、交付した補助金のうち処分時から前項の財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分の返還を求めるとともに、さらに当該処分により補助事業者に利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を県に納付させることができる。

(交付金の経理等)

第11条 補助事業者は、交付金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、この運用に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	トレーラーシャーシ導入促進事業	新規需要開拓・効果検証事業
補助対象者	秋田県内に事業所を有する貨物運送事業者（貨物の輸送を実施する者）及び荷主企業（貨物の輸送を委託する者）	貨物運送事業者（貨物の輸送を実施する者）及び荷主企業（貨物の輸送を委託する者）
補助対象経費	秋田港からフェリー輸送を行うためのトレーラーシャーシの購入費用	秋田港からのフェリー貨物運賃（対象とする車両等） ・全長が6m以上の事業用トラック又は無人航送用トレーラーシャーシ ・その他知事が適当と認める車両等
補助要件	次の条件のいずれも満たすこと ・購入したシャーシに補助事業名を掲示すること ・本事業を完了した日の属する年度を初年度として5年間、購入したシャーシを利用して秋田港から概ね週1回フェリー輸送を行い、輸送状況を要領様式第2号により報告すること（毎年1回、計5回報告すること）	次の条件のいずれかを満たすこと ・秋田港からフェリーを利用して新たな貨物を輸送すること ・他の輸送手段から変更し、秋田港からフェリーを利用して貨物を輸送すること
補助率	1/2	1/2
補助金の額	1台当たり上限額400万円	車両等1台当たり上限額3万円 （1事業者当たり上限額30万円）
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。（トレーラーシャーシ導入促進事業） ・補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。 ・事業完了後の輸送状況の報告が行われない場合や、秋田港からのフェリー輸送が行われていないなど、補助金受給後に上記補助要件を満たさなくなった場合には、補助金の交付取消・返還等を求める場合がある。 	